

振動規制法で規定されている特定施設(振動規制法施行令別表第1)

No.	機械の総称	特定施設の分類
1	金属加工機械	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
		ロ 機械プレス
		ハ せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
		ニ 鍛造機
		ホ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)(冷凍機を除く。)
3	土石用又は鉱物用機械	破碎機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		摩砕機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
		ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)
		コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
		コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー
		ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用機械	ロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)